

## 重点管控新污染物清单（2022 年版）

No.	新污染物名称	CAS 号	主要環境リスク管理措置
1	(PFOS 类) パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩ならびにパーフルオロオクタンスルホニルフルオリド Perfluorooctane sulfonic acid and its salts and perfluorooctane sulfonyl fluoride	例如： 1763-23-1 : Perfluoro(octane-1-sulfonic acid) 307-35-7 : Perfluorooctane-1-sulfonyl fluoride 2795-39-3 : Potassium perfluorooctane-1-sulfonate 29457-72-5 : Lithium perfluorooctane-1-sulfonate 29081-56-9 : Ammonium perfluorooctane-1-sulfonate 70225-14-8 : Compound of 2,2'-iminodiethanol and perfluorooctane-1-sulfonic acid (1:1) 56773-42-3 : Tetraethylammonium perfluorooctane-1-sulfonate 251099-16-8 : Didecan-1-yl(dimethyl)ammonium perfluorooctane-1-sulfonate	(1) 製造禁止。 (2) 加工及び使用を禁止します(以下*の用途を除く)。 * 泡消火剤の製造のため(この使用の免除期間は 2023 年 12 月 31 日に終了します)。 (3) 泡消火剤の製造に使用する企業は、法律に従って強制的な製造監査を実施しなければならない。 (4) パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、パーフルオロオクタンスルホニルフルオリドを輸出入する場合は、有害化学物質の輸入(輸出)に関する環境管理届出書の手続きが必要。(2024 年 1 月 1 日から、輸出入が禁止される) ・・・その他、省略
2	パーフルオロオクタン酸、その塩および関連化合物 (PFOA 类) Perfluorooctanoic acid, its salts and related compounds	—	(1) 新たな PFOA 生産工場の建設を禁止する。 (2) 製造、加工、使用を禁止 (以下*の用途を除く)。 * 半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチングプロセス、フィルム用写真コーティング。等 (3) 上記の目的で PFOA を使用する企業は、法に従って強制的な製造監査を実施しなければならない。 ・・・以下省略
3	デカブロモジフェニルエーテル Decabromodiphenyl ether	1163-19-5 : Decabromodiphenyl ether	(1) 製造・加工用途を禁止する (以下*の用途を除く)。 * 難燃性を要求される繊維製品 (衣類及び玩具を除く)等; (2) 上記の目的でデカブロモジフェニルエーテルを使用する企業は、法律に従って強制的な製造監査を実施しなければならない。 ・・・以下省略
4	短鎖塩素化パラフィン short chain chlorinated	例如： 85535-84-8 : Chloroalkanes(C=10-13)	(1) 製造・加工用途を禁止 (以下*の用途を除く)。 * 天然ゴムおよび合成ゴム産業でコンベヤベルトの製造に使用される添加剤等; (但し、上記用途の免除期間は 2023 年

	paraffin	68920-70-7 : Chloroalkanes(C=6-18) 71011-12-6 : Chloroalkanes(C=12-13) 85536-22-7 : Chloroalkanes(C=12-14) 85681-73-8 : Chloroalkanes(C=10-14) 108171-26-2 : Alkanes, C10-12, chloro	12月31日で終了する) (2) 上記の目的で短鎖塩素化パラフィンを使用する企業は、法律に従って強制的な製造監査を実施する。 (3) 短鎖塩素化パラフィンの輸出入については、毒物類の輸入(輸出)に関する環境管理届出書の処理を行う。2024年1月1日から、輸出入が禁止される。 ・・・以下省略
5	ヘキサクロブタジエン Hexachlorobutadiene	87-68-3 : Perchlorobuta-1,3-diene	(1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止。 (2) ヘキサクロブタジエン使用企業は、「石油化学工業汚染物質排出基準」(GB 31571)に従って排出すること。 (3) 既に使用が禁止されている、又は所有者が廃棄宣言した、又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。 ・・・その他省略
6	ペンタクロフェノール並びにその塩及びエステル Pentachlorophenol and its salts and esters	87-86-5 : 2,3,4,5,6-Pentachlorophenol 131-52-2 : Sodium Pentachlorophenate 27735-64-4 : Sodium pentachlorophenolate monohydrate 3772-94-9 : Pentachlorophenyl laurate 1825-21-4 : pentachloroanisole	(1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止する。 (2) ペンタクロフェノール及びその塩、エステルであって、既に使用が禁止されている、又は所有者が廃棄を宣言した物、又は関連部門によって没収・受領され破棄する必要があるもので「国家有害廃棄物リスト」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判断された場合は、有害廃棄物に準じた環境管理を実施しなければならない。 (3) 土壌汚染防止法に従って、関連部署が管理し、漏洩、紛失、飛散を防止し、自己管理計画を策定し、監視データを生態環境部門に報告する。
7	ケルセン 2,2,2-Trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl) ethanol	115-32-2 : ケルセン(2,2,2-Trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl) ethanol) 10606-46-9 : 2,2,2-Trichloro-1-(2-chlorophenyl)-1-(4-chlorophenyl) ethanol	(1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止する。 (2) 使用が禁止されている、又は所有者が廃棄宣言したケルセン、又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。
8	パーフルオロヘキシルスルホン酸、その塩および関連化合物 (PFHxS 類) Perfluorohexylsulfonic acid,	—	(1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止する。 (2) パーフルオロヘキシルスルホン酸、及びその塩及び関連化合物で、使用が禁止されているか、又は所有者が廃棄宣言した、又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、

	its salts and related compounds		有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。
9	クローンとそのシスおよびトランス異性体 clones and their cis and trans isomers	13560-89-9 : Dodecachlorododecahydrodimethanodibenzocyclooctane 135821-03-3 : 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-Dodecachloropentacyclo[12.2.1.16,9.02,13.05,10]octadeca-7,15-diene ("Dechlorane Plus" <sup>TM</sup> ) 135821-74-8 : 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-Dodecachloropentacyclo[12.2.1.16,9.02,13.05,10]octadeca-7,15-diene ("Dechlorane Plus" <sup>TM</sup> )	(1) 2024年1月1日以降、製造、加工、使用、輸出入を禁止する。 (2) クローン及びそのシス異性体及びトランス異性体であって、使用が禁止されているか、又は所有者が廃棄宣言した、又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。
10	ジクロロメタン Dichloromethane	75-09-2 : Dichloromethane	(1) ジクロロメタンを含む塗料剥離剤の製造禁止。 (2) 「化粧品の衛生基準」(GB7916)に基づき、化粧品中の最大許容濃度は35%(1,1,1-トリクロロエタンと混合した場合、合計濃度が35%を超えないこと)であり、最大不純物含有量は0.2%です。 (3) 「洗浄剤中の揮発性有機化合物の限度」(GB38508)に、水系洗浄剤、半水系洗浄剤、有機溶剤系洗浄剤中のジクロロメタン、クロロホルム、トリクロロエチレン、四塩化炭素の総合計量は、其々0.5%、2%、及び20%を超えてはならない。 (4) 「石油化学工業汚染物質排出基準」(GB31571)、「合成樹脂工業汚染物質排出基準」(GB31572)、「化学合成製薬工業水質汚染物質排出基準」(GB21904)を準拠する。 (5) 「中華人民共和国大気汚染防止法」を遵守する。 (6) 「中華人民共和国水質汚濁防止法」を遵守する。 (7) 「土壤汚染防止及び管理法」を遵守する。 (8) 土壤汚染のリスク管理と制御基準を厳格に実施する。
11	クロロホルム Chloroform	67-66-3 : Chloroform	(1) クロロホルムを含む塗料剥離剤の製造禁止。 (2) 「洗浄剤中の揮発性有機化合物の限度」(GB38508)により、水系洗浄剤、半水系洗浄剤、有機溶剤系洗浄剤中のジクロロメタン、クロロホルム、トリクロロエチレン、四塩化炭素の総合計量は、其々0.5%、2%、及び20%を超えてはならない。 (3) 「石油化学工業汚染物質排出基準」(GB31571)、及びその他

			<p>のクロロホルム排出規制要件に従う。</p> <p>(4) &lt;&lt;大気汚染防止法&gt;&gt;を遵守する</p> <p>(5) &lt;&lt;水質汚濁防止法&gt;&gt;を遵守する。</p> <p>(6) &lt;&lt;土壌汚染防止法&gt;&gt;を遵守する。</p>
12	<p>ノニルフェノール</p> <p>Nonylphenol</p>	<p>25154-52-3 : Nonylphenol</p> <p>84852-15-3 : Branched 4-nonylphenol</p>	<p>(1) 農薬製品の製造に於いて、ノニルフェノールを補助剤として使用することを禁止する。</p> <p>(2) ノニルフェノールを使用してノニルフェノールポリオキシエチレンエーテルを製造することを禁止する。</p>
13	<p>抗生物質</p> <p>Antibiotic</p>	—	<p>(1) 小売薬局に於ける処方箋付き抗菌薬の販売の厳格な実施、獣医処方箋での動物用抗生物質の販売と使用を促進</p> <p>(2) 残留抗生物質の環境管理は、有害廃棄物に準じて行う。</p> <p>(3) 「発酵製薬産業の水質汚染物質排出基準」(GB 21903)の排出管理要件を厳密に実施する。</p>
14	<p>段階的廃止：</p> <p>ヘキサブロモシクロドデカン、クロルダン、マイレックス、</p> <p>ヘキサクロロベンゼン、</p> <p>DDT、<math>\alpha</math>-HCH、<math>\beta</math>-HCH、</p> <p>リンデン、工業用エンドスルファンおよび関連異性体、PCB</p>	<p>以下の物質を段階的に廃止する：</p> <p>ヘキサブロモシクロドデカン、クロルダン、マイレックス、</p> <p>ヘキサクロロベンゼン、DDT、<math>\alpha</math>-HCH、<math>\beta</math>-HCH、</p> <p>リンデン、工業用エンドスルファンおよび関連異性体、PCB</p>	<p>継続施行：</p> <p>(1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止する。</p> <p>(2) 使用が禁止されているか、又は所有者が廃棄宣言した、又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。</p> <p>(3) 土壌汚染リスク管理基準に含まれている場合は、土壌汚染リスク管理基準を厳格に実施する。</p>